

## II. 2008 年企業税制改革前の営業税改革をめぐる動き

### (1) 営業税の概要

営業税は、ドイツの市町村（Gemeinde）の主要な財源のひとつである。

ドイツでは法人（株式会社 AG、有限会社 GmbH など）の所得に対し、連邦税の法人税（Körperschaftsteuer）、市町村税の営業税（Gewerbesteuer）、連邦税の連帯付加税<sup>16</sup>（Solidaritätszuschlag）が課される。法人税率は 15% であり、課税標準は当期利益をベースに計算された課税所得となる。

市町村税の営業税は、1997 年までは、営業税は営業資産税と営業収益税の 2 種類に分かれていたが、1998 年に前者が廃止され、後者のみとなっている。営業税は本来的には市町村税だが、1970 年以降、税収の一部が連邦政府や州政府に配分されている。営業税の課税標準は、法人税の課税所得に加算及び減算されて算出され、それは営業収益と呼ばれている。営業収益に加算される項目としては、債務利息の 25%、動産の支払いリース料・賃借料の 5%、不動産の賃借料の 5%、ライセンス料の 6.25% 等である。営業税の課税標準は全国一律の基準が用いられている。

営業税額は、営業収益（営業税上の課税所得）に基準税率と乗率を乗じた額になる。基準税率は 3.5%（個人事業主等に対しては軽減税率が適用）だが、乗率は市町村が裁量で決定するものとなっている。2003 年までは、乗率を自由に設定することができ、乗率 0%（＝営業税率 0%）の自治体も存在した。しかし 2003 年に最低乗率は 200% に設定され、これを下回る乗率の設定はできなくなった。全市町村の営業税の乗率を単純平均すると 360% 程度、加重平均では 400% 程度となる。

そのため、ドイツにおける法人税の平均値は約 30% となる（次頁の図表 43 参照）。ただし、営業税の乗率は自治体によって大きく異なっており、最低乗率（200%）の地域では、法人税率は 23% 弱にまで低下する。企業誘致を目的として、地方部や、大都市周辺の小都市ほど乗率を低くしている自治体が多く、逆に都市部の乗率は高い傾向がある。実際、地域の人口規模と営業税乗率の関係をみると、おおむね人口規模の大きな地域ほど営業税乗率が高くなっていることが見て取れる。乗率はかなりの幅があり、人口 2 万人以上の地域では、250%～580% まで分布している。

---

<sup>16</sup> 連帯付加税は旧東ドイツ支援を目的として創設された税である。もともとは、1997 年 7 月からの 1 年間について、個人所得税と法人税の付加税として税率 7.5% で徴収されていた。1993 年および 1994 年は徴収されなかったが、1995 年から再び徴収され、1998 年以降、税率は現行の法人税額の 5.5% に引き下げられている（課税対象所得の 0.825%）。

図表 42 ドイツの法人税率・課税標準

税目	税率	課税標準
法人税	15%	当期利益をベースに算定された課税所得
営業税	基準税率:3.5% × 乗率(※)	営業税上の課税所得
連帯付加税	5.5%	法人税額

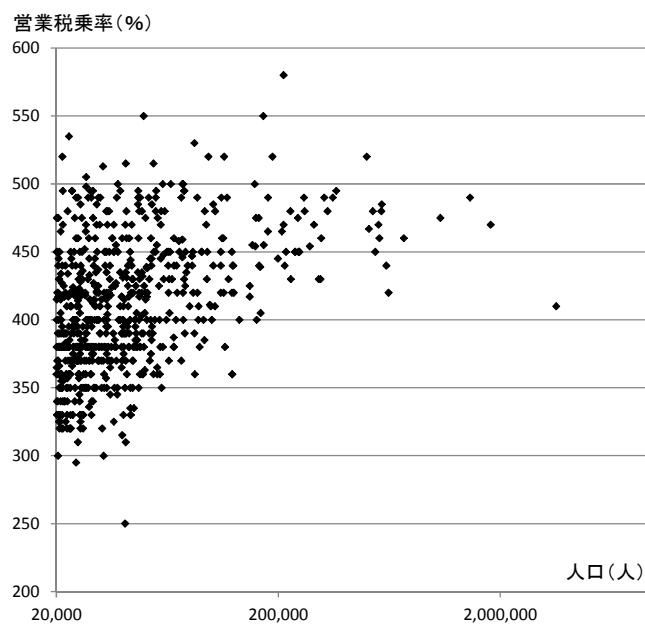
(※) 乗率は自治体自らの裁量で決定するものであり、最低乗率は200%となっている。全市町村の乗率の加重平均値は400%強程度、単純平均値は360%程度。  
(出所) 三菱東京UFJ銀行「投資ガイドブック ドイツ」

図表 43 ドイツの法人税額の計算例

＜法人税額の計算例＞		
課税所得	100	
法人税	$100 \times 15\%$	=15
営業税	$100 \times 3.5\% \times 400\%$	=14
連帯付加税	$15 \times 5.5\%$	=0.83
法人税額合計		=29.83(%)

(※) 営業利益=法人税上の課税所得=営業税上の課税所得を仮定。

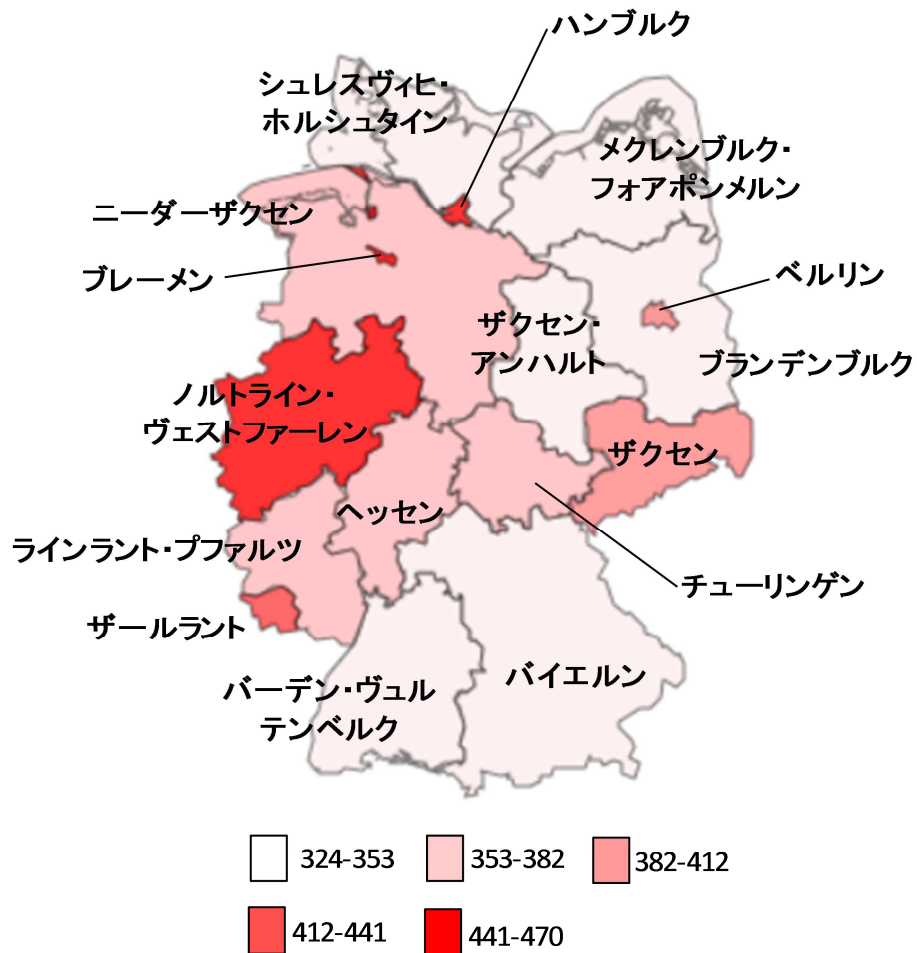
図表 44 人口規模と営業税乗率



(出所) ドイツ商工会議所 (DIHK) ホームページ  
(注) 人口2万人以上の地域のみ抽出

州ごとの営業税乗率の平均値をマッピングすると、全体的には旧西ドイツ圏の州で営業税乗率が高く、旧東ドイツ圏の州で低い傾向がある事が分かる。また、ベルリンやハンブルグ、ブレーメンなど、都市州では営業税乗率が高く設定されている傾向も確認できる。

図表 45 州ごとの平均営業税乗率 (2017 年)

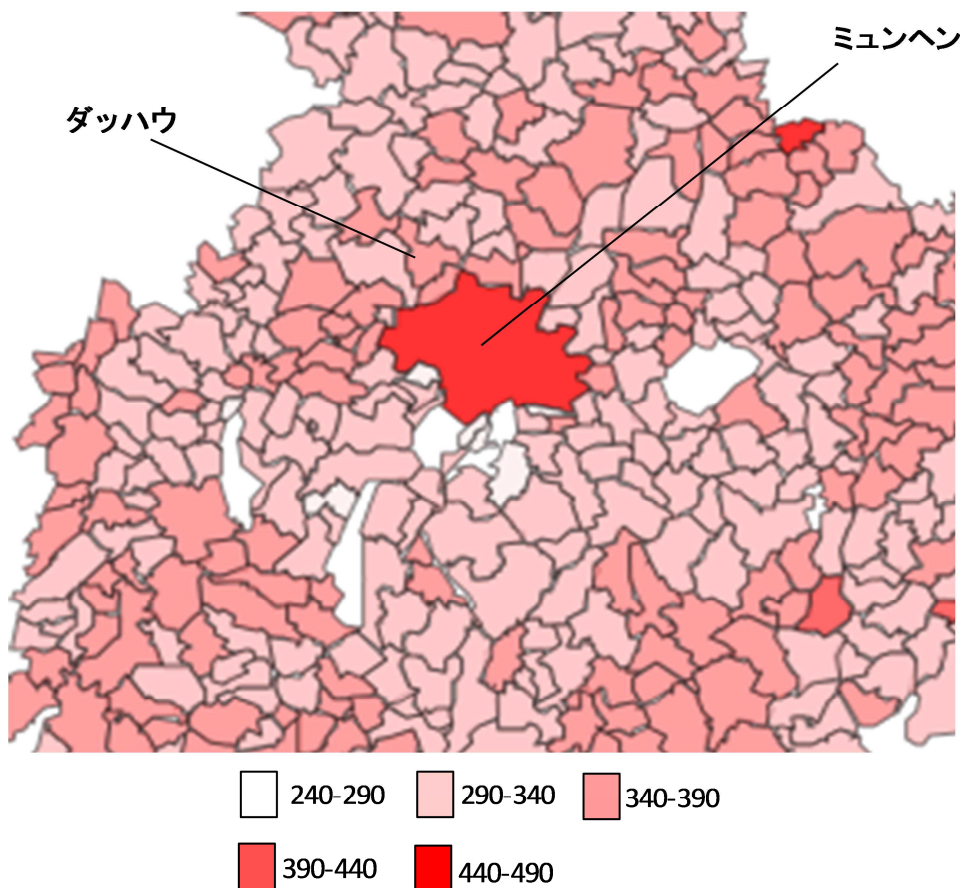


(出所) fact fish, Trade Tax Atlas <http://www.factfish.com/trade-tax-atlas>

旧西独のバイエルン州ミュンヘン市周辺の営業税乗率を見ると、ミュンヘン市（の営業税率が高く、その周辺市町村の乗率が低い事が確認できる。ミュンヘン市人口約 146 万人）の営業税乗率は 490%だが、その北西近郊に位置するダッハウ市（人口約 4.7 万人）の乗率は 350%、ミュンヘン市南部に隣接する Grünwald 市（人口約 1.2 万人）の乗率は 240%に留まっている。

また、ミュンヘン市北東部の 258 市町村で構成される Lower Bavaria 地区の平均営業税乗率は 348.7%（290%～475%の範囲）、ミュンヘン市西部の 340 市町村で構成される Swabia 地区の平均営業税乗率は 327.6%（230%～470%の範囲）となっている。

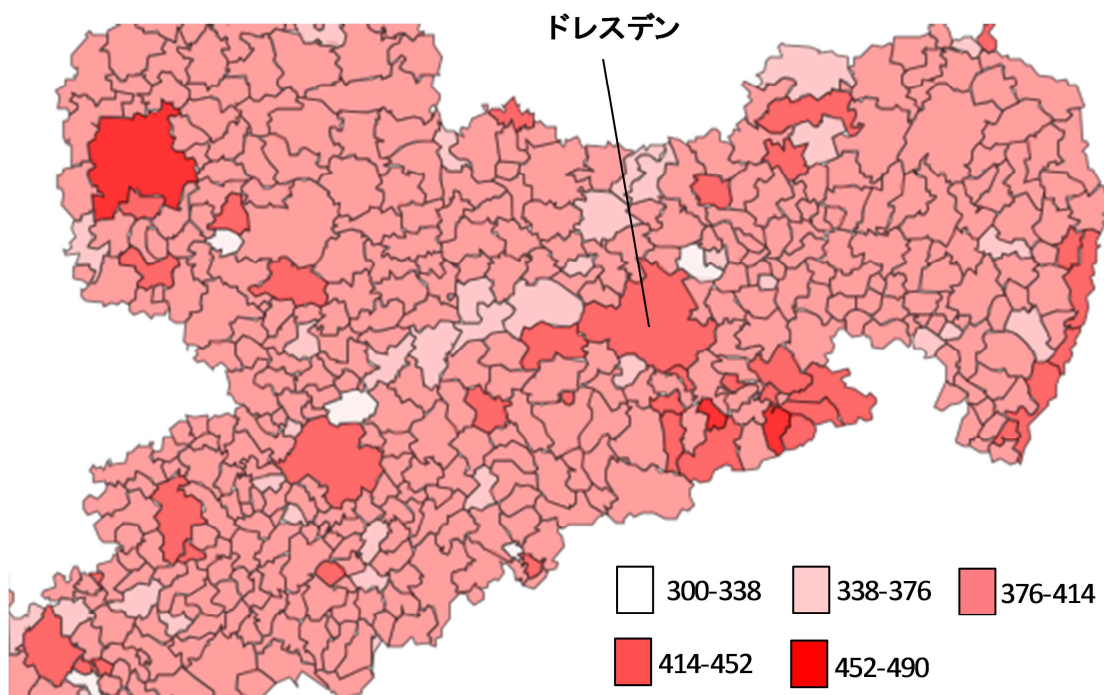
図表 46 ミュンヘン市周辺の営業税乗率（2017 年）



(出所) fact fish Trade Tax Atlas <http://www.factfish.com/trade-tax-atlas>

旧東独のザクセン州ドレスデン市周辺の市町村の営業税率は、ミュンヘン市およびその周辺とは様相が異なっている。ドレスデン市（人口約 54 万人）の営業税率は 450%だが、その周辺市町村は、ドレスデン市ほど営業税率は高くないものの、400%前後の市町村が多く、中心地と周辺市町村間の営業税率格差は、それほど大きくはない事が分かる。

図表 47 ドレスデン市周辺の営業税率 (2017 年)



(出所) fact fish Trade Tax Atlas <http://www.factfish.com/trade-tax-atlas>

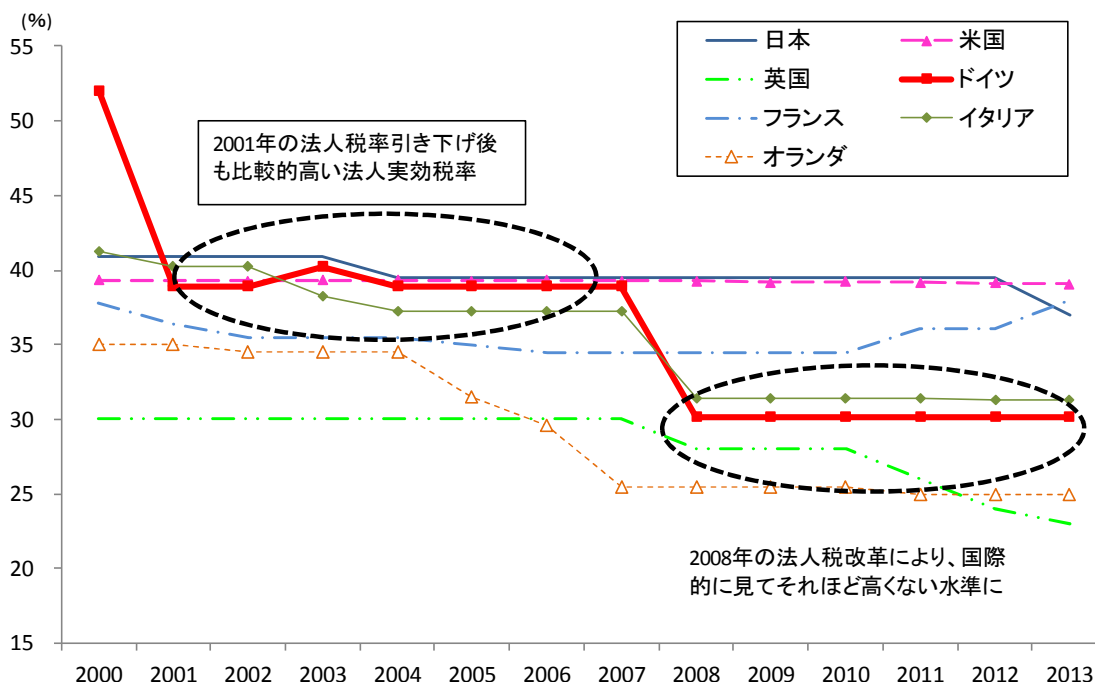
## (2) 営業税率改革の経緯

1980 年代以降、グローバル化の進展と新自由主義的イデオロギーの浸透を背景として、OECD 主要諸国において法人税率の引き下げが行われてきた。特に、1990 年代以降には、東欧諸国・ロシア・中国なども資本主義的市場経済に参入するようになり、グローバルな租税競争が繰り広げられるようになった。ドイツにおいても、1993 年、1999 年、2001 年に国税法人税率の大幅な引き下げが行われ、法人実効税率（法人税・営業税等の企業利潤に対する税率）は 1982 年の 62%から 2001 年の 38.7%へと大きく引き下げられた。しかしながら、2001 年以降についても他の欧州諸国と比較して高い水準にあった。

連邦財務省は、高い法人実効税率が、ドイツ企業の国際競争力の低下とドイツ企業による海外への課税所得の移転に繋がっていることを指摘している。2008 年の企業税制改

革の背景としては、まず、世界的な法人税引き下げ競争の中で、比較的高い水準であったドイツの法人実効税率を引き下げることが挙げられる。

図表 48 主要国の法人実効税率の推移



(出典) OECD

また、ドイツにおいては、企業課税に関し、法人税、所得税、営業税の関係が入り組んでおり、租税体系として問題があった。ドイツでは、資本会社の利潤には法人税と営業税が、人的企業の利潤には所得税と営業税が課税される。加えて人的起業の場合には営業税は一括して所得税の租税債務に算入され、税額控除される。そのため、全体としては様々な租税が不透明な共同作用を果たしてしまう。

これらの問題意識を踏まえて 2008 年企業税制改革では、目的として以下の 4 点が挙げられた。

- ① 直接投資に関してドイツの企業立地の魅力を高め、同時に企業の租税操作に対抗すること
- ② 資本会社・人的企業など企業形態のちがいによる負担の中立性
- ③ 市町村税収の安定化、ならびに課税の透明性の向上、財政資金の流れの簡素化
- ④ 個人資産の資本所得課税の改革

営業税に関しては、1980年の営業賃金額税の廃止、1998年の営業資本税の廃止により、外形標準要素がなくなり、地方財政の不安定化につながった。2008年の営業税改革においては、基準税率の引き下げとともに、営業税課税ベースにおける外形標準拡大による地方財政の安定化が図られた。

1998年の営業税に係る改革に関しては、営業資本税の廃止による減収に対応するため、売上税の2.2%を市町村に配分することとなった。営業資本税と異なり、市町村は売上税の税率決定権を持たないことから、自律的な財政運営の余地が小さくなった。

	国税法人税	営業税
1969年		営業税収の一部が営業税納付金として連邦・州に分与、補充財源として所得税収の市町村参与が開始 (1969年・市町村財政改革法)
1980年		営業賃金額税が廃止 (1979年・租税改革法)
1990年	留保利益に対する法人税率が50%へ引き下げ	
1993年	留保利益に対する法人税率が45%、配当に対する法人税率が30%へそれぞれ引き下げ	
1998年		営業資本税が廃止され、売上税の市町村参与が開始
1999年	留保利益に対する法人税率が40%に引き下げ	
2001年	留保利益および配当に対する法人税率が共に25%に	
2004年		営業税納付金が削減され、営業税収における市町村配分が増加
2008年	法人税率が15%に引き下げ	営業税基準税率を5%から3.5%に引き下げ

### (3) 2008年企業税制改革に向けた各団体の意見・要望

営業税改革については、課税者たる自治体サイドと納税者たる企業・経済界サイドの利害・主張が対立してきた。自治体サイドは課税ベースの事業付加価値額への拡大(=外形標準化)を求めてきたが、経済界サイドは営業税率引き下げ・廃止、課税ベースの縮小を主張してきた。

#### ア 経済界の主張

経済界は、企業税率の引き下げ、課税ベースの縮小を主張してきた。また、営業税に関しても税率の引き下げあるいは将来的には廃止を主張してきた。経済界としては、法人税収の枠内での税収中立ではなく、法人税負担そのものの軽減を目指していた。

#### (7) 企業税制全体の改革に対する主張

グローバル化が進む中でのドイツの企業税制に関し、ドイツ産業連盟<sup>17</sup>は2006年に「ド

<sup>17</sup> 100,000を超えるドイツ企業を代表する経済団体

イツにおける企業の租税負担」という文書を公表している。この中での主張は図表 49 に示すが、税率引き下げの必要性と課税ベース拡大に係る問題点の指摘がなされるとともに、法人税率引き下げ等がドイツ経済にとって有益であることを示していた。

図表 49 ドイツ産業連盟 「ドイツにおける企業の租税負担」の内容

- ドイツ経済の発展のためには、企業の負担軽減が必要。
- 税率引き下げが望ましい。ただし、課税ベース拡大による税率引き下げ効果の相殺は望ましくない。
- 課税ベース拡大の余地はすでに残っていない。
- 「租税ダンピング」の批判に対して反論。①税率引き下げにより税収増をもたらす、②各国が雇用と成長のために租税システムを巡る競争をすることは決して租税ダンピングではない
- 法人税等の税率引き下げはドイツ経済にプラス。
- ドイツ企業のグローバル化がドイツの課税ベースを縮小させているという議論に懐疑的。

(出典) 関野満夫「現代ドイツ税制改革論」、BDI “Die Steuerbelastung der Unternehmen in Deuthland”

#### (イ) 営業税改革に対する主張

経済界においては、企業活力を強化する観点から、課税ベースの拡大に対して懸念を示すと共に、営業税率の引き下げ、将来的な営業税の廃止を主張していた。

ドイツ産業連盟は 2001 年に営業税改革案を公表しているが、この中では、①営業税と所得税市町村分与の廃止、②代償財源として各市町村は所得税・法人税にそれぞれ自由に付加税を課すこと、③企業の名目実効税率は 38%で変化させないことを提案していた。

#### イ 自治体の主張

自治体においては、営業税は税率操作権を伴う自治的財源であり、応益原則・等価原則に適う企業税であるという立場から、課税ベースを事業付加価値額などへ拡大することを主張してきた。こうした立場から、ドイツ都市会議等の自治体団体<sup>18</sup>が税制改革に対する主張を行っていた。自治体は、法人税収の枠内における税収中立を図りつつ、自治体財源の安定化と税率操作権による自治権の維持を主張していた。

<sup>18</sup> ドイツの自治体団体としては、すべての特別市と比較的規模の大きい市町村から構成されるドイツ都市会議、郡に所属する市町村から構成されるドイツ市町村連盟、郡から構成されるドイツ郡会議が挙げられる。これらの組織は、連邦政府や連邦議会などの連邦諸機関、州や EU に対して構成員たる自治体の利益を表明するほか、情報提供や情報交換の場としての役割を担っている。



#### (7) 企業税制全体の改革に対する主張

企業税制全体の改革に対する認識としては、ドイツ連邦財務省が企業税制改革案形成のために行なった意見集約プロセスの中で、2006年4月に発表された声明が参考となる。当該声明はドイツ都市会議、ドイツ市町村同盟の共同声明であり、大小を問わずあらゆる市町村の意見を示すものであった。

この中で主張は図表 50 に示すが、税率引き下げの必要性と課税ベース拡大に係る問題点の指摘がなされるとともに、法人税率引き下げ等がドイツ経済にとって有益であることを示している。

税率引き下げと課税ベース拡大によって企業課税分野で税収中立を図ること、市町村の財政自治は維持されるべきであることが挙げられる。

図表 50 ドイツ都市会議・ドイツ市町村同盟の共同声明の内容

- 名目税率引き下げは必要だが、企業課税分野で税収中立を図るべきである。
- 税率操作権を備えた経済力関連地方税は市町村税基盤として保持すべきである。
- 営業税について、①税率操作権を骨抜きにすること、②住民所得課税の税率操作権と交換すること、③市町村税に変えて連邦、州からの交付金に置き換えること(交付金の配分方式が企業や市町村経済力に応じたものであっても不可)、④企業資金調達に対する税制中立性の制限、④自己資本への利子控除による課税ベースの縮小は受け入れられない。
- 課税ベースの拡大(特に企業資金調達への税制中立をもたらす拡大)、納税義務者の拡大、は望ましい。

(出典) 関野満夫「現代ドイツ税制改革論」

#### (4) 営業税改革に対する主張

営業税改革に対するドイツ都市会議の主張としては、「市町村税改革に対する都市の要求」が挙げられる。この中では、①都市の租税収入が安定的に発展することが自明であること、②経済とその主要立地場所である都市との財政面での結合の環を弱めないこと、③経済関連市町村税での税率操作権を通じて、都市にとって不可欠の財政可動性の余地を際限なく保証すること、を主張していた。すなわち、都市における税収確保、市町村税としての財政自治の確保を求めている。

図表 51 営業税に対する企業・自治体の意見

	企業	自治体
営業税率	引き下げ/廃止	引き下げを容認
課税ベース拡大	反対	拡大し、外形的要素を高めるべき
企業税収内での税収中立	不要	必要
自治体の財政自治	—(特に意見無し)	必要

## ウ シンクタンクからの提案

### (7) 市場経済財団<sup>19</sup>「租税政策プログラム」

市場経済財団は2006年1月に同財団の「税法典」委員会による『租税政策プログラム』を公表した。

#### a 内容

「税法典」委員会は、ドイツの企業課税の現状として、①税率が法人税、営業税、連帯付加税合計で39%にも達しており、ドイツの国際競争力を失わせていること、②税率のみならず特殊な租税構造（営業税の存在、所得税も企業税の性格を持っていること）も課題であること、を強調してきた。そこで、『租税政策プログラム』においては、①企業税制改革、②地方財政の新秩序(4つの方策)、③新しい所得税法、の3つの内容からなる抜本的な租税改革案を提示していた。

企業税制改革については、企業の法的形態での中立性をもち、企業利潤への課税を国際的に競争可能な税率水準に低下させるように統一企業税を導入することを提案している。統一企業税は、課税客体・課税ベースが統一されており、望ましい税率水準として25%であるが、困難な政府財政事情を考慮すると30%までが現実性のある水準であるとされる。新しい企業課税の下では、連邦・州税の一般企業税(19~22%)と、市町村税の地方企業税(6~8%)から構成されることが想定されて、地方企業税率については市町村が上記範囲で独自に決定可能としていた。また、営業税については廃止を提案していた。

地方財政の新秩序に関しては、憲法に規定された地方自治行政の保障と安定化のために、①不動産税(不動産要素への課税)、②住民税(居住要素への課税)、③地方企業税、④賃金税への市町村参与(経済要素への課税)を地方財政の柱とすることを提案している。

このうち、不動産税については2006年時点の制度と大きな変化はない。住民税については、現行の所得税市町村参与(15%分)を廃止し、各市町村が独自に住民所得に課税する

<sup>19</sup> 1982年に経済学者のWolfram Engels氏と起業家のLudwig Eckes氏を中心となって設立された財団である。経済界の主張に近いとされる。

地方所得税を新たに導入しようとするものであり、所得税法で規定される住民の課税所得に各市町村が設定する比例税率で課税されるものが想定されている(収入中立を仮定すれば平均3~4%の水準)。また、現行の営業税を廃止し、その代替財源として地方企業税及び賃金への市町村参与を導入しようとしている。

こうした提案の背景となる考え方は図表 52 に示すとおりである。

図表 52 市場経済財団「租税政策プログラム」における提案の背景となる考え方

- 自治体財政に対して安定的な財政収入を確保するとともに、企業の国際的競争可能性を保証する。
- 地方税の応益原則を強調。不動産所有者・住民・地域経済という自治体公共サービス利用者の3グループに対して、適切に課税すべき。
- 営業税は経済関連税として適当ではない。その理由は、①営業税は本来は企業の客観的経済力を捕捉すべきだがそうになっていない、②課税対象が縮小し大企業が負担する税となっている、③自治体税収は本来安定的であるべきだが景気変動を受けやすい、という点。
- 憲法で保障された地方自治行政の観点からは、不動産・住民・地域経済のそれぞれに対して税率操作できることが望ましい。ただし、所得税と売上税への市町村参与には税率操作権がない。

(出典) 関野満夫「現代ドイツ税制改革論」、Stiftung Marktwirtschaft “Kommission „Steuergesetzbuch“ Steuerpolitisches Programm”

## b 評価

同提案では、現行の営業税と所得税市町村参与を廃止し、その代替財源として住民税、賃金税という個人所得税と地方企業税という法人利潤課税を導入しようというものである。このことから、自治体サイドは、①営業税の税率操作権が失われること、②企業負担を市民等に転嫁するものであることから、批判的な態度を取っていた。

一方、企業サイドとしては、税率引き下げと課税ベース縮小が主張されており、考え方が近いものであると評価されていた。

### 【関係者へのインタビュー結果】

- ・ ①企業と自治体の関係が薄れてしまう、②自治体は財源時調達のために乗率を自分で決めるという自治権を重要視している、という点から市場経済財団の提案に対して反対した。(州政府)
- ・ 2008年企業税制改革前の各種提案のうち、当団体立場に最も近いものは市場経済財団の案である。(経済団体)

#### (イ) ベルテルスマン財団「営業税から地方経済税へ ―ベルテルスマン財団の改革コンセプト―」

##### a 内容

ベルテルスマン財団が2007年に発表した「営業税から地方経済税へ ―ベルテルスマン財団の改革コンセプト―」においては、市場経済財団の改革案を強く意識し、その批判の上で営業税改革案を主張していた。前提として、①ドイツ税制が複雑な体系となっていること、②ドイツの企業租税負担が表面上も実行上も高すぎることを、からドイツ企業税制に対して改革の圧力がかかっているとしている。また、市町村財政の面から見ると、現行の営業税はもっぱら企業利潤課税となっていることから、税収の景気変動制が大きいこと、納税義務者の範囲が自治体公共サービスから利益を得ている全ての経済事業者に及ぶのではなく不公平な負担になっていることなどが問題であるとしている。

市場経済財団の改革案に対する批判は図表53の通りであるが、租税体系の複雑さ、応益原則・景気中立性といった地方税の特性に係る課題、自治体間の格差、地方の財政自治と言った面から課題を指摘している。

図表 53 ベルテルスマン財団から市場経済財団の改革案への批判

- 経済関連税(営業税)の代わりにより小さい収益税(地方企業税)と賃金税交付的な参与に置き換えても租税体系の顕著さは高まらない。自治体への賃金税交付は、納税者にとって目に見えない。
- 地方企業税はもっぱら利潤依存型であり、等価交換的な貢献にならない(応益原則は当てはまらない)。また、景気変動を受けやすい。
- 自治体間の配分効果について、中心都市と周辺部で効果が異なり、中心都市にとっては配分損失になる。
- 営業税(税率操作可)の相当部分を賃金税(税率操作不可)に置き換えることは、自治体の財政自治からも課題。

(出典) 関野満夫「現代ドイツ税制改革論」、Bertelsmann Stiftung “Von der Gewerbesteuer zur kommunalen Wirtschaftssteuer”

こうした批判を受け、「営業税から地方経済税へ ―ベルテルスマン財団の改革コンセプト―」においては地方経済税の導入を提案している。当提案においては、営業税の代替として、すべての経済活動を課税対象とし、課税ベースに収益だけでなく実物投資資本、賃金を含む地方経済税を導入することを提案している。当該地方経済税について、市町村の税率決定権を保障するとしている。また、地方経済税については、損金算入を廃止し、租税体系を透明化することとしている。なお、地方経済税の税率水準を一層引き下げる手段として、不動産税の増税もオプションとして提起している。

こうした措置により、これらの効果として、税率の明確な低下、ドイツ企業課税の国

際的競争可能性の改善、自治体財政運営の持続可能性が可能となることが期待される。

## b 評価

同改革案に対しては、ドイツ都市会議は好意的に受け入れ、内容についても高く評価している。特に、図表 54 に示す点について高く評価している。

図表 54 ドイツ都市会議からベルテルスマン財団の改革案への評価

以下の点について、特に評価している

- 経済関連の市町村税について、課税ベースを利潤のみでなく、実物投資資本や賃金額を含んでいること。安定収入につながる。
- 当該地域のすべての経済活動を地方企業課税に結びつけたこと。
- 営業税の損金算入廃止により、営業税負担の透明性が増す。

(出典) 関野満夫「現代ドイツ税制改革論」

### (ウ) 市場経済財団の改革案とベルテルスマン財団の改革案の比較

市場経済財団の改革案とベルテルスマン財団の改革案の比較は、図表 55 の通りであるが、両者が考えるドイツの企業課税全般に係る問題意識、営業税に係る課題は共通している部分が多い。ただし、自治体税収の安定化を図る手段として、市場経済財団は現行の営業税収の一部を賃金税に係る市町村参与に置き換えることを提案しているのに対し、ベルテルスマン財団は、企業課税に係る外形要素の拡大を提案していることが大きく異なる。

2008 年の実際の改革においては、税率引き下げと外形要素の拡大が図られており、ベルテルスマン財団の提案に近いものとなっている。

図表 55 市場経済財団の改革案とベルテルスマン財団の改革案の比較

	市場経済財団「租税政策プログラム」	ベルテルスマン財団「営業税から地方経済税へ —ベルテルスマン財団の改革コンセプト—」
ドイツの企業課税全般に係る問題意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税負担率が国際的に見て非常に高く、ドイツの国際競争力を低下させている</li> <li>・ ドイツの租税体系が複雑なものとなっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税負担率が国際的に見て非常に高く、ドイツの国際競争力を低下させている</li> <li>・ ドイツの租税体系が複雑なものとなっている</li> </ul>
営業税に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>営業税は本来は企業の客観的経済力を捕捉すべきだがそう</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体税収は本来安定的であるべきだが営業税収は景気変</li> </ul>

	<p><u>なっていない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課税対象が縮小し大企業が負担する税となっている</li> <li>自治体税収は本来安定的であるべきだが営業税収は景気変動を受けやすい</li> </ul>	<p>動を受けやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納税義務者が限定されており不公平</li> </ul>
税負担率に係る提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業税を廃止し、<u>地方企業税及び賃金税への市町村参与を導入</u> ⇒税負担率を軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業税を廃止し、<u>地方経済税を導入（オプションとして不動産税の増税）</u> ⇒税負担率を軽減</li> </ul>
自治体財政の安定化に係る提案	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>賃金税に対する自治体の関与を確保することにより</u>、自治体財政を安定化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>地方経済税において外形的要素を拡大することにより</u>、自治体財政を安定化</li> </ul>

(出典) 関野満夫「現代ドイツ税制改革論」等をもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(注) 下線は両者の意見が異なるもの